

昭和三十四年政令第三百二十九号

国税徴収法施行令
内閣は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の規定に基き、国税徴収法施行規則（明治三十五年勅令第百三十五号）の全部を改正するこの政令を制定する。

第一章 国税と他の債権との調整 先質権等の証明手続

第二章 国税と他の債権との調整（優先質権等の証明手続）

法第二十二条第五項の規定による交付を要せば、同条第一項に規定する質権者又は抵当権者等の氏名及び住所又は居所並びに同条第五項の規定により交付要求をする旨を第三十六条第一項（交付要求書の記載事項）の交付要求書に記載してしなければならない。

（譲渡担保財産から徴収する国税及び地方税の
戻り）
による証明について準用する。この場合において、譲渡担保財産が金銭による取立ての方針により換価するものであるときは、当該証明は、その取立ての日の前日までに行われたものによる。

第一条 この政令において、「国税」、「地方税」、「公課」、「納稅者」、「第二次納稅義務者」、「保證人」、「滯納者」、「法定納期限」、「徵收職員」、「強制換価手続」、「執行機關」又は「行政機關等」とは、それぞれ國稅徵收法（以下「法」という。）第二条第一号、第二号又は第五号から第十三号まで（定義）に規定する國稅、地方稅、公課、納稅者、第一次納稅義務者、保證人、滯納者、法定納期限、徵收職員、強制換価手續、執行機關又は行政機關等をいう。

第十一章 第二次納税義務者に対する納付通知書等の記載事項	
第十一条	法第三十二条第一項(第二次納税義務の通則)に規定する納付通知書には、次の事項を記載しなければならない。
第十二条	(譲渡担保財産から徴収する国税及び地方税の調整の特例)
第十三条	法第二十四条第一項(譲渡担保権者の物的納税責任)の規定により譲渡担保財産から徴収する国税(以下この条において「設定者の国税」という。)が譲渡担保権者が納付すべき国税又は地方税(同項又は地方税法(昭和二十五条法律第二百二十六号)第十四条の十八第一項(譲渡担保権者の物的納税責任)の規定により徴収する国税及び地方税を除く。以下この条において「担保権者の国税等」という。)と競合する場合において、その財産が担保権者の国税等につき差し押さえられているときは、法第十二条(差押先着手による国税の優先)の規定の適用については、その差押がなかつたものとみなし、設定者の国税(その国税の交付要求が二以上あるときは、最も先に交付要求をした国税)につきその財産が差し押さえられたものとみなす。この場合においては、その担保権者の国税等につき交付要求(他の担保権者の国税等の交付要求があるときは、これよりも先にされた交付要求)があつたものとみなす。
第十四条	前項の場合において担保権者の国税等の交付要求(前項の規定によりあつたものとみなされる担保権者の国税等の交付要求を含む。以下この項において同じ。)の後にされた設定者の国税の交付要求(前項の規定の適用を受ける設定者の国税の交付要求を除く。以下この項において同じ。)があるときは、法第十三条(交付要求先着手による国税の優先)の規定の適用について、その設定者の国税の交付要求は、担保権者の国税等の交付要求よりも先にされたものとみなす。この場合において、設定者の国税の交付要求が二以上あるときは、これらの交付要求の先後の順位に変更がないものとする。

- 一 納税者の氏名及び住所又は居所

二 滞納に係る国税の年度、税目、納期限及び金額

三 前号の金額のうち第二次納税義務者から徵収しようとする金額並びにその納付の期限及び場所

四 その者につき適用すべき第二次納税義務に関する規定

二 前項各号に掲げる事項

二 第二次納税義務者の氏名及び住所又は居所並びに前項の納付通知書を発した日

三 法第三十二条第一項後段の規定による通知は、次の事項を記載した書面でしなければならない。

4 法第三十二条第二項に規定する納付催告書には、第一項第一号に掲げる事項及び同項第三号に規定する金額を記載しなければならない。

4 第一項第三号に規定する納付の期限は、同項に規定する納付通知書を発する日の翌日から起算して一月を経過する日とする。

(実質課税額等の第二次納税義務を負わせる国税の計算)

第十二条 滞納者の国税のうちに法第三十六条各号(実質課税額等の第二次納税義務)に掲げる国税(以下この条において「実質課税に係る部分の国税」という。)が含まれている場合には、実質課税に係る部分の国税の額は、当該滞納者の国税の課税標準額(消費税については、消費税法(昭和六十三年法律第八号)第四十五条第一項第四号(課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告)に掲げる消費税額とする。以下この項において同じ。)から実質課税に係る部分の国税がないものとした場合の課税標準額を控除した額が当該滞納者の国税の課税標準額のうちに占める割合を当該滞納者の国税の額に乗じて得た金額とする。

2 前項の場合において、滯納者の国税の一部につき納付、充当又は免除があつたときは、まづ、その国税の金額のうち同項に定める金額以外の部分の金額につき納付、充当又は免除があつたものとする。

3 前二項の規定は、法第三十七条(共同的な事業者の第二次納税義務)及び法第三十八条(事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務)に規定する事業に係る国税について準用する。

(納税者の特殊関係者の範囲)

第十三条 法第三十八条本文(事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務)に規定する生計

を一にする親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

金銭その他の財産により生計を維持しているもの

一 滞納者の氏名及び住所又は居所
二 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及
び金額

- 金銭その他の財産により生計を維持しているものも

一 前二号に掲げる者以外の滯納者の使用者その他の個人で、滯納者がから受けた特別の金銭その他の財産により生計を維持しているものとし、その他の財産により生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）

二 前号に掲げる者以外の納税者の使用人その他の個人で、納税者から受けた特別の金銭その他の財産により生計を維持しているものとし、その他の親族で、納税者と生計を一にし、又は納税者から受けた金銭その他の財産により生計を維持しているものとが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第二項第一号において同じ。）その他他の親族で、納税者と生計を一にし、又は納税者から受けた金銭その他の財産により生計を維持しているものと

三 紳税者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号に掲げる者を除く。）

四 纳税者が法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十七条第二項（特定同族会社の特別税率）に規定する会社に該当する会社（以下この項において「被支配会社」という。）である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

五 纳税者を判定の基礎として被支配会社に該当する会社

六 纳税者が被支配会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社

七 滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらがある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

八 滞納者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

九 滞納者が法第四十条（偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 各事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額の基因となる取引

二 各事業年度の販売費又は一般管理費の額の基因となる取引

三 前二号に掲げるもののほか、法第四十条の株式会社・合資会社又は合同会社の事業の状況その他の事情を勘案して、その事業を遂行するため通常必要と認められる取引

第四章 削除

第十五条から第十八条まで 削除

第五章 滞納処分

第一節 財産の差押

（第三者の権利の目的となつてゐる財産の差押換えの請求等の手続）

第十九条 法第五十条第一項（第三者の権利の目的となつてゐる財産の差押換え）の規定による差押換えの請求は、次の事項を記載した書面でしなければならない。

一 滞納者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

二 前号に掲げる者以外の滞納者の親族で、滞納者と生計を一にし、又は滞納者から受けたる。)

二 法第三十九条に規定する滞納者の親族その他の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社で定める処分は、国及び法人税法第二条第五号（定義）に規定する法人以外の者に対する处分で無償又は著しく低い額の対価によるものとす

る。

二 法第三十九条に規定する滞納者の親族その他の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 滞納者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

二 前号に掲げる者以外の滞納者の親族で、滞納者と生計を一にし、又は滞納者から受けたる。

一 滞納者の氏名及び住所又は居所
二 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及
び金額

- 一 満納者の氏名及び住所又は居所

二 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及び金額

三 差し押さえた財産（以下「差押財産」という。）の名称、数量、性質及び所在

四 前号の財産につき差押換えを請求する者が有する権利の内容

五 差押えを請求する財産の名称、数量、性質、所在及び債額

六 法第五十条第三項の換価の申立は、次の事項を記載した書面でしなければならない。

一 換価を申し立てる財産の名称、数量、性質、所在及び債額

二 差押換を相当と認めない旨の法第五十条第一項の規定による通知を受けた年月日

（相続人の固有財産の差押換の請求の手続）

第三十条 法第五十一条第二項（相続人の固有財産の差押換）の規定による差押換の請求は、相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）の固有財産で差し押えられたものの公売公告の日（随意契約による売却をする場合には、その売却の日）までに、次の事項を記載した書面でしなければならない。

一 被相続人（包括遺贈者を含む。）の氏名及び死亡時の住所又は居所

二 差押に係る国税の年度、税目、納期限及び金額

三 相続人の固有財産で差し押えられたものの名称、数量、性質及び所在

四 差押を請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び債額

（差押調査の記載事項）

第二十一条 差押調査には、徴収職員が次の事項を記載して署名押印（記名押印を含む。以下同じ。）をしなければならない。

一 滞納者の氏名及び住所又は居所

二 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及び金額

三 差押財産の名称、数量、性質及び所在

四 作成年月日

五 法第一百四十六条第三項（捜索調査の作成）の規定の適用がある場合には、徴収職員は、差押調査に法第一百四十二条（捜索の権限及び方法）の規定により捜索した旨並びにその日時及び場所を記載し、法第一百四十四条（捜索の立会人）の立会人の署名（記名を含む。以下この項及び第五十二条第二項（捜索調査の記載事項）にお

一 滞納者の氏名及び住所又は居所	二 取り上げた証書の名称その他必要な事項
2 前項の場合において、同項の証書の取上げに際し、差押調書又は捜索調書を作成するときは、これらの調書に同項第二号に掲げる事項を附記して同項の調書の作成に代えることができる。	(差し押えた債権の弁済の委託に関する手続)
第三十九条 法第六十七条第四項ただし書(差し押えた債権の弁済の委託)の規定による滞納者の承認を受けた第三債務者は、その承認を受けたことを証する書面を徴収職員に提出しなければならない。	法第六十七条第四項ただし書(差し押えた債権の弁済の委託)の規定による滞納者の承認を受けた第三債務者は、その承認を受けたことを証する書面を徴収職員に提出しなければならない。
(不動産の差押書等の記載事項)	(不動産の差押書等の記載事項)

第三十条 法第六十八条第一項(不動産の差押手続)(法第七十条第一項(船舶又は航空機の差押手続))において準用する場合を含む。)又は法第七十二条第一項(特許権等の差押手続)に規定する差押書には、次の事項を記載しなければならない。	第三十条(不動産の差押手続) 第三十一条(不動産の差押手続) 第三十二条(自動車、建設機械又は小型船舶の差押えに関する手続)
二 差押財産の名称、数量、性質及び所在	二 性質及び所在並びに差押年月日
法第七十三条第一項(電話加入権等の差押手続)に規定する差押通知書には、前項各号に掲げる事項並びに滯納者の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。	一 申立に係る船舶又は航空機の名称、数量、性質及び所在並びに差押年月日
3 法第七十三条の二第一項(振替社債等の差押通	二 性質及び所在並びに差押年月日
の手続及び効力発生時期)に規定する差押通知書には、次の事項を記載しなければならない。	三 性質及び所在並びに差押年月日
一 滞納者の氏名及び住所又は居所	四 性質及び所在並びに差押年月日
二 第一項第一号に掲げる事項	五 性質及び所在並びに差押年月日
三 差し押さえる振替社債等の種類及び額又は数	六 性質及び所在並びに差押年月日

(船舶等の航行許可申立書の記載事項)	一 滞納者の氏名及び住所又は居所
第三十一条 法第七十条第五項(差押に係る停泊中の船舶又は航空機の航行の許可)の規定による航行の許可の申立ては、滯納者並びに交付要求	二 性質及び所在並びに差押年月日
(船主等の航行許可申立書の記載事項)	三 性質及び所在並びに差押年月日
五 法第七十三条の二第一項に規定する振替機関等に送達する差押通知書にあつては、第三号の振替社債等につき振替社債等の振替又は抹消を禁ずる旨	四 性質及び所在並びに差押年月日
六 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)に規定する石炭鉱業年金基金が行う年金の支給又は退済を支給理由とする一定の支給に関する制度	五 性質及び所在並びに差押年月日

九 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号(定義))に規定する存続連合会老齢給付金の支給に関する制度	七 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)に規定する独立行政法人農業者年金基金が行う年金又は脱退一時金の支給に関する制度
八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百一号)。以下この号において「平成十三年統合法」という。	八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百一号)。以下この号において「平成十三年統合法」という。
九 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号(定義))に規定する存続連合会老齢給付金の支給に関する制度	九 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号(定義))に規定する存続連合会老齢給付金の支給に関する制度
十 退職年金等積立金に対する法人税の特例(次項及び第四項に規定する適格退職年金契約(次項及び第四項に規定する適格退職年金契約)とす。)に基づいて支給される退職年金とする。	十 退職年金等積立金に対する法人税の特例(次項及び第四項に規定する適格退職年金契約(次項及び第四項に規定する適格退職年金契約)とす。)に基づいて支給される退職年金とする。
十一 退職一時金は、法人税法附則第二十条第三項(退職年金等積立金に対する法人税の特例)に規定する退職年金に対する法人税の特例(次項及び第四項に規定する適格退職年金契約(次項及び第四項に規定する適格退職年金契約)とす。)に基づいて支給される退職年金とする。	十一 退職一時金は、法人税法附則第二十条第三項(退職年金等積立金に対する法人税の特例)に規定する退職年金に対する法人税の特例(次項及び第四項に規定する適格退職年金契約(次項及び第四項に規定する適格退職年金契約)とす。)に基づいて支給される退職年金とする。

3 法第八十七条第二項（参加差押えの効力）の規定により、同項に規定する行政機関等に対し参加差押えをしたものとみなし、その引き渡されたその他の書類は、当該行政機関等に提出されたものとみなす。

4 前項の規定は、法第七十一条第四項（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）において準用する法第五十八条及び第五十九条の規定に適用を受ける自動車、建設機械又は小型船舶について準用する。

（参加差押えの解除の請求手続）

第四十二条の二 換価同意行政機関等（法第八十九条の二第三項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価）

十五条第一項（交付要求の解除の請求）の規定による請求について準用する。

（第三節 財産の換価）

（換価執行決定に関する手続等）

第四十二条の二 換価同意行政機関等（法第八十九条の二第三項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価）

十九条の二第三項（参加差押えをした税務署長による換価）において準用する法第八十九条の二第三項（参加差押えをした税務署長による換価）の規定による換価に規定する換価同意行政機関等をいう。以下同じ。）は、同項の規定による告知を受けた場合において、差し押さえた不動産（換価執行決定がされたものに限る。第三項において同じ。）につき当該換価執行決定前に交付要求書又は二以上の参加差押書の交付を受けているときは、これらの書類（これらの書類を引き渡すことができないときは、その写しとする。次項において「交付要求書等」という。）及びその差押えに関し法又はこの政令の規定により提出されたその他の書類（これらの書類を引渡す必要なもの（次項において「滞納処分関係書類」という。）を、換価執行税務署長（同条第二項に規定する換価執行税務署長をいう。以下同じ。）に引き渡さなければならない。）前項の規定による引渡しがあつた場合には、その引き渡された交付要求書等に係る交付要求

3 に、換価執行税務署長は、その交付要求をした時に、換価執行税務署長に対し交付要求をしたものとみなし、その引き渡された滞納処分関係書類は、当該換価執行税務署長に提出されたものとみなす。

4 換価同意行政機関等は、差し押された不動産につき強制執行、仮差押えの執行若しくは担保権の実行としての競売（以下この項において「強制執行等」という。）が開始されたときは強制執行等の申立てが取り下げられたとき、若しくは強制執行等の手続が取り消されたときは、速やかに、その旨の換価執行税務署長に対する通知その他の強制執行等の実施に伴い必要な事務を行わなければならない。

5 滞納者の不動産（換価執行決定がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合における法第八十二条（交付要求の手続）、第八十三条（交付要求の解除）及び第八十六条（参加差押えの手続）の規定の適用については、法第六年法律第七十五号（租税政機関等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税滞納の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第八十四条第一項中「執行機関（破産法（平成十八年法律第七十五条）第一百四十二条第一号（租税政機関等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る國税滞納の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第八十四条第一項（交付要求の解除）とあるのは「換価執行行政機関等」とする。）」とあるのは「換価執行行政機関等」とする。

6 差し押さえた不動産につき換価執行決定がされた場合における法第百二十八条（配当すべき金銭）及び法第二十九条（配当の原則）の規定の適用については、法第二十八条第一項第四号中「金銭」とあるのは「金銭又は差し押さえた不動産（換価執行決定がされたものに限る。）の売却代金につき交付を受けた金銭」と、法第二十九条第二項中「交付要求」とあるのは「交付要求若しくは差押え」とする。

（換価執行決定の取消しに関する手続等）

第四十二条の三 法第八十九条の三第一項第二号（換価執行決定の取消し）に規定する政令で定めるものは、換価同意行政機関等の滞納処分による差押え（以下「旧差押え」という。）が解除された場合において、当該換価同意行政機関等による参加差押えにつき法第八十七条第一項（参加差押えの効力）の規定により差押え（第一号及び第三号において「新差押え」という。）の効力が生ずるとき（次に掲げる場合を除く。）における当該旧差押えとする。

一 新差押えに係る不動産につき強制執行又は担保権の実行としての競売が開始されている場合

二 当該参加差押えよりも先にされた交付要求がある場合

三 旧差押えが解除される前に当該旧差押えに係る不動産を換価したとすれば消滅する権利で、新差押えに係る不動産の換価に伴い消滅しないものがある場合

2 法第八十九条の三第一項第四号に規定する政令で定めるときは、特定参加差押え（同項第一号に規定する特定参加差押えをいう。以下同じ。）に係る滞納者につき換価の執行をすることによってその生活を著しく窮屈させるおそれがあると認めるときとする。

3 法第八十九条の三第二項第四号に規定する政令で定めるときは、特定参加差押えに係る国税につき国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納稅の猶予の要件等）の規定による納稅の猶予又は法第一百五十五条第一項若しくは法第五十一条の二第一項（換価の猶予の要件等）の規定による換価の猶予をしたとき、その他これらに類するものとして換価執行税務署長が換価執行決定の取消しを相当と認める事由があるときとする。

4 換価執行税務署長は、法第八十九条の三第一項又は第二項の規定により換価執行決定を取り

二 滞納者の氏名及び住所又は居所
二 滞納に係る国税の年度、税目、納期限及び
金額

三 法第百四十二条第二項（搜索の権限及び方法）の規定により第三者の物又は住居その他の場所につき搜索した場合には、その者の氏名及び住所又は居所

四 搜索した日時

五 捜索した物又は住居その他の場所の名称又は所在その他必要な事項

六 徹収職員は、搜索調書に法第百四十四条（搜索の立会人）の立会人の署名を求めなければならぬ。この場合において、立会人が署名をしないときは、その理由を搜索調書に付記しなければならない。

第六章 滞納処分に関する猶予等

第一節 換価の猶予

（換価の猶予の申請手続等）

第五十三条 法第百五十一条第二項及び第百五十五条の二第三項（換価の猶予の要件等）並びに法第百五十二条第四項（換価の猶予に係る分割納付（通知等）において読み替えて準用する国税通則法第四十六条の二第四項（納税の猶予の申請手続等）に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

二 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

三 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類として国税通則法施行令第十六条（担保の提供手続き）の規定により提出すべき書類

四 法第百五十一条の二第三項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第百五十一条の二第一項の国税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

二 納付すべき国税の年度、税目、納期限及び金額

三 前号の金額のうちその納付を困難とする金額

四 当該猶予を受けようとする期間

五 猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額

六 猶予を受けようとする金額が百万円を超える、かつ、猶予期間が三月を超える場合には提供しようとする国税通則法第五十条各号（担保の種類）に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

七 法第一百五十二条第一項に規定する政令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額とする。

二 納付すべき国税の金額

一 税務署長が法第一百五十一条第一項又は第一百五十二条の二第一項の規定による換価の猶予をしようとする日の前日において滞納者が有する現金・預貯金その他換価の容易な財産の価額に相当する金額からその者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を控除した残額

イ 法人 その事業の継続のために当面必要な運転資金の額

ロ 個人 その者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族（その者と婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者及び當該事情にある者の親族を含む。）の生活の維持のために通常必要とされる費用に相当する金額（その者が負担すべきものに限る。）並びにその者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額

法第一百五十二条第四項において読み替えて準用する国税通則法第四十六条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 猶予期間の延長を受けようとする国税の年一度 税目、納期限及び金額

二 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付することができるやむを得ない理由及びその猶予期間の延長を受けようとする期間を提供命令の規定による命令は、次の事項を記載した書面でしなければならない。

三 第二項第五号及び第六号に掲げる事項

第五十四条 削除

第二節 保全担保及び保全差押え
（保全担保の提供命令の手続）

二 担保されるべき国税の税目及び額度
三 提供すべき担保の種類

2 前項第三号に掲げる期限は、同項の書面を発する日から起算して七日を経過した日以後の日としなければならない。ただし、納税者につき國税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）の一に該当する事実が生じたときは、この期限を繰り上げることができる。
(保全差押に関する手続)

第五十六条 法第百五十九条第三項（保全差押）の書面には、次の事項を記載しなければならない。
一 法第一百五十九条第一項の規定により決定した金額
二 前号の金額の決定の基因となつた国税の年度及び税目

第五十七条 削除

第五十八 条から第六十五条まで 削除

第九章 雜則

第六十六 条から第六十八 条まで 削除
(国税局長又は税関長が徴収する場合の読替規定)

第六十九条 国税局長が国税通則法第四十三条第三項若しくは第四十四条第一項（徴収の引継ぎ）又は法第八十一条第二項若しくは第三項若しくは第八十三条第三項（滞納処分の引継ぎ）の規定により、徴収の引継ぎ又は滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの政令の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「国税局長」又は「国税局」とする。

2 税関長が国税通則法第四十三条第一項ただし書（税関長による徴収）の規定により徴収する場合又は同条第四項若しくは同法第四十四条第一項若しくは法第八十三条第二項若しくは第八十三条第三項若しくは法第八十一条第二項若しくは第三項の規定により徴収の引継ぎ若しくは滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの政令の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「税関長」又は「税関」とする。
(財務省令への委任)

第七十条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のための手続その他これらとの執行に必要な細則は、財務省令で定める。

<p>第一条 この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第十四条」を「第十四条の二」に改める部分を除く。）、第十九条第一項第二号の改正規定（「第十九年」を「十四年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五条の規定（所得税法施行令第七十条第一項第二号の改正規定（「十四年」を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五条の規定（令和四年五月一日</p>	<p>附 則 （令和六年三月三〇日政令第一五〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和六年一月一日から施行する。</p>	<p>附 則 （令和五年三月三一日政令第一四四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p>
--	---	--

<p>第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九条及び第十条の規定、第三十二条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第二項、第三十二条第一項、第三十三条规定を除く。）、第四十三条及び第四十四条の規定、第四十五条の規定（所得税法施行令第七十条第一項第二号の改正規定（「十四年」を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五条の規定（令和四年五月一日</p>	<p>附 則 （令和三年八月六日政令第二二九号）抄</p> <p>（施行期日）</p>	<p>附 則 （令和三年三月三一日政令第一一八号）</p> <p>この政令は、令和三年四月一日から施行する。</p>
--	---	--

削る改正規定及び第五章第五節中第五十二条を第五十条とし、同章第六節中第五十一条の二を第五十一条とする改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るために関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十ニ号）附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。